

漁港漁場整備事業の実務の手引き

[令和3年度]

令和 3年 3月
水産庁 漁港漁場整備部

はじめに

市町村における土木・建築部門の職員数は、公共事業の縮減等に伴って、減少傾向が続いています。令和3年1月に全国403の市町村の漁港管理者に対して水産庁が実施したアンケート調査では、漁港漁場整備を担当する技術職員がいない自治体が2年前と変わらず約3割という深刻な実態が引き続き明らかになりました。

こうした事態を受け、水産庁では、今後も市町村等が漁港漁場整備事業等を円滑に推進していくことができるよう、市町村への支援の取組を進めているところです。

本書は、この取組として、初めて漁港漁場整備等に携わることとなった職員を対象に、漁港漁場整備事業の実務の一連の流れ(計画・実施・管理)を理解できるように作成しました。

本書が漁港漁場整備の実務担当者の一助となれば幸いです。

目次

1. 漁港漁場整備事業の実務の流れ (p.1)
2. 漁港漁場整備事業の実務の内容 (p.2)
 - I. 事業基本計画 (p.2)
 - I-① 事業基本計画の作成と承認申請 (p.2)
 - I-② 事業評価書の作成 (p.12)
 - I-③ 事業基本計画の変更 (p.25)
 - II. 予算要求と交付申請 (p.27)
 - II-① 予算要求資料の作成 (p.27)
 - II-② 補助金交付申請 (p.28)
 - II-③ 内示変更要望と交付決定変更申請 (p.32)
 - II-④ 繰越手続き (p.34)
 - III. 事業執行と台帳調製 (p.36)
 - III-① 工事設計書の作成 (p.36)
 - III-② 発注関係事務 (p.49)
 - III-③ 実績報告と額の確定 (p.51)
 - III-④ 漁港台帳の調製 (p.54)
 - IV. 漁港漁場整備に係る「よろず相談」へのQ&A (p.56)

<問い合わせ窓口一覧> (p.58.)

本書の構成は、漁港漁場整備事業を実施する上で不可欠な実務の内容とその手順及び方法について解説するとともに、各実務内容に関連する通知や参考となる図書、WEBページ等の情報をそれぞれ掲載しています。

1. 漁港漁場整備事業の実務の流れ

		I. 事業基本計画 (p.2～p.25で解説)	II. 予算要求と交付申請 (p.27～p.34で解説)	III. 事業執行と台帳調製 (p.36～p.54で解説)
事業計画作成の年度	4-6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> I-① [p.2] 事業ニーズの把握と 基本構想の作成 ↓ 事業基本計画の作成 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> II-① [p.27] 予算(概算)要求資料 の作成 </div>	
	7-9月			
	10-12月			
	1-3月			
事業実施の前年度	4-6月	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> I-② [p.12] 事業評価書等の作成 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 概算要求ヒアリング(5月) </div>	
	7-9月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> II-① [p.27] 予算(実施)要求資料 の作成 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> III-① [p.36] 工事設計書の作成 (新規・改良の断面の場 合は工法協議が必要) </div>
	10-12月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 実施要求ヒアリング(1月) </div>	
	1-3月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 事業評価の実施(2月) </div>	
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> I-① [p.2] 水産庁長官への事業 基本計画の承認申請 </div>		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> 審査ヒアリング (早期着工の場合) </div>		
		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 計画の承認 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 地区別配分内示 </div>	
事業実施の年度以降	4-6月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> II-② [p.28] 農林水産大臣への 補助金交付申請 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> III-② [p.49] 発注関係事務 (契約図書の作成 ・予定価格の作成 ・入札及び契約の方法 の選択 ・契約相手方の決定 ・工事の監督・検査 ・工事中及び完成時の 施工状況の確認・評価) </div>
	7-9月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> II-③ [p.32] 水産庁への 内示変更要望※ 交付決定変更申請※ </div>	
	10-12月		<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 補助金交付決定 </div>	
	1-3月		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> III-③ [p.51] 実績報告と額の確定 </div>	
		<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> I-③ [p.25] 事業基本計画の変更※ </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 変更交付決定 </div>	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> III-④ [p.54] 漁港台帳の調製 </div>
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> II-④ [p.34] 地方財務局等への 繰越手続き※ </div>	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 2px;"> 予算繰越 </div>	

□: 国(農林水産大臣又は水産庁長官等)が対応する項目, (注)表中の※の手続きは必要な場合のみ実施。 1

2. 漁港漁場整備事業の実務の内容

I. 事業基本計画

I-①事業基本計画の作成と承認申請

より良い漁港漁場整備を推進するためには、日頃から漁業者等の要請を聞き取って、事業ニーズを把握し、漁港漁場整備の基本構想を固めておくことが重要である。

その上で、事業主体は、関係する漁業者の要望、波浪・高潮等の自然状況等を十分に把握し、「漁港計画の手引き」等を参考にしながら、①計画課題の整理、②計画目標の設定、③整備方針の決定、の順で事業基本計画の検討を進める。

国の助成を受けて漁港漁場整備事業（漁港関係事業メニュー早見表[p.4]を参照）を実施する場合には、事業主体は「水産物供給基盤整備等実施要領」等に基づいて、事業基本計画を作成し、水産庁長官に対し、その承認申請を行う。

水産庁長官は、事業主体等からの申請が承認の要件に該当し、事業を実施することが適当であるときには、事業基本計画を承認する。なお、特定漁港漁場整備事業計画（一つ事業の計画事業費が20億円以上の計画で、以下、特定計画とする。）については、漁港漁場整備法施行規則に基づき、手続きを行う。

（事業基本計画の承認要件）

- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領」（以下「実施要領」という。）第4の3「事業基本計画の承認」で以下のとおり定められている。
 - ア 「漁港漁場整備法」第6条の2に規定する「漁港漁場整備基本方針」に適合しているものであること。
 - イ 事業の実施体制及び費用の負担能力からみて、事業が確実に遂行できる十分な見通しがあるものであること。
 - ウ 事業実施後、施設の適正な管理及び運営が図られる見通しがあるものであること。
- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」（以下「実施要領の運用」という。）第2の2において、事業基本計画の承認等における要件として、都道府県は圏域総合水産基盤整備事業計画を事業主体と調整して作成し、届け出ることとなっている。

（事業基本計画の内容）

- 事業基本計画は、ア 地区名、イ 地区の概要、ウ 計画の基本方針、エ 計画内容、オ その他事業の実施に当たって参考となる事項を主な内容として定める。（実施要領第4）
- 事業基本計画は、実施要領の運用の[記載要領]を踏まえて作成する。
- 事業基本計画の提出は、原則、事業実施希望年度の前年度の3月末日までに提出する。（実施要領の運用第2）

（事業基本計画の申請）

- 事業の実施に当たって国の助成を受けようとする場合、都道府県知事は水産庁長官に対し、事業計画の承認申請を行う。（実施要領第4の3）
- 事業主体が市町村長又は水産業協同組合の長の場合は、都道府県知事へ提出し、都道府県知事から水産庁長官に申請する。（実施要領第4の3）

<関連する通知等>

- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領」(令和3年4月1日,2水港第2376号(予定))
- 「水産物供給基盤整備事業等実施要領の運用について」(令和3年4月1日,2水港第2377号(予定))

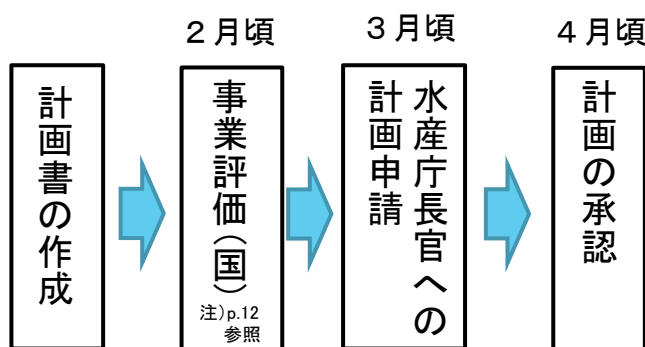
(特定漁港漁場整備事業計画の場合)

- 「漁港漁場整備法施行規則」(昭和26年農林省令第47号)
- 「特定漁港漁場整備事業実施要領」(平成14年6月5日,14水港第960号)

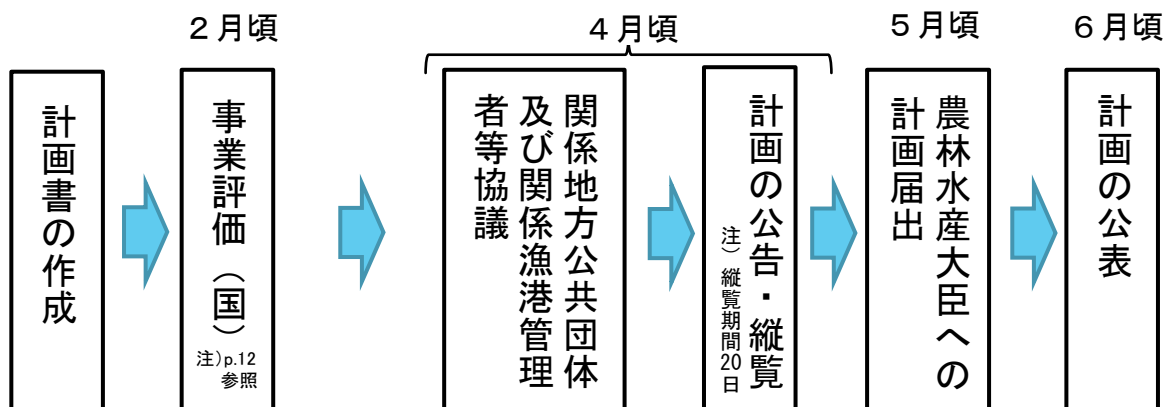
<参考資料>

- 漁港漁場関係事務必携 (令和元年度:公益社団法人全国漁港漁場協会)
- 漁港計画の手引き(平成4年度改訂版:社団法人全国漁港協会)
- 人工魚礁漁場造成計画指針(平成12年度:社団法人全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成指針(昭和58年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[マダイ・イセヒ編](昭和63年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)
- 増殖場造成計画指針[ヒラメ・アサリ編](平成8年度:(社)全国沿岸漁業振興開発協会)

事業基本計画(特定計画以外※1)の計画承認までの流れ



(参考) 地方公共団体等の特定計画※2の策定・公表までの流れ

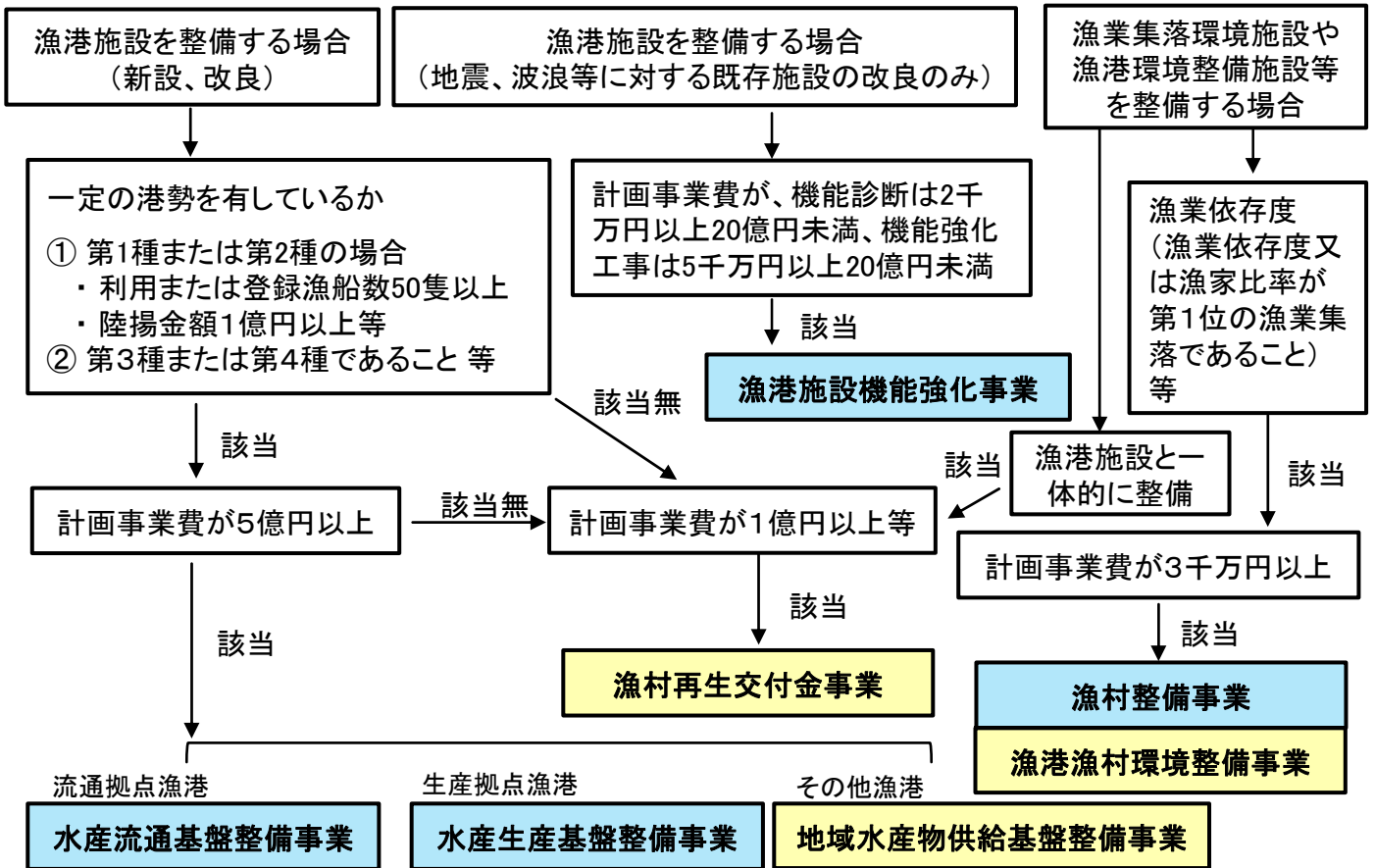


※1 特定計画以外の計画とは、一事業の計画事業費が20億円以下の計画である。当該計画に基づく事業は地方財政法第16条に基づいて実施される予算補助事業となる。

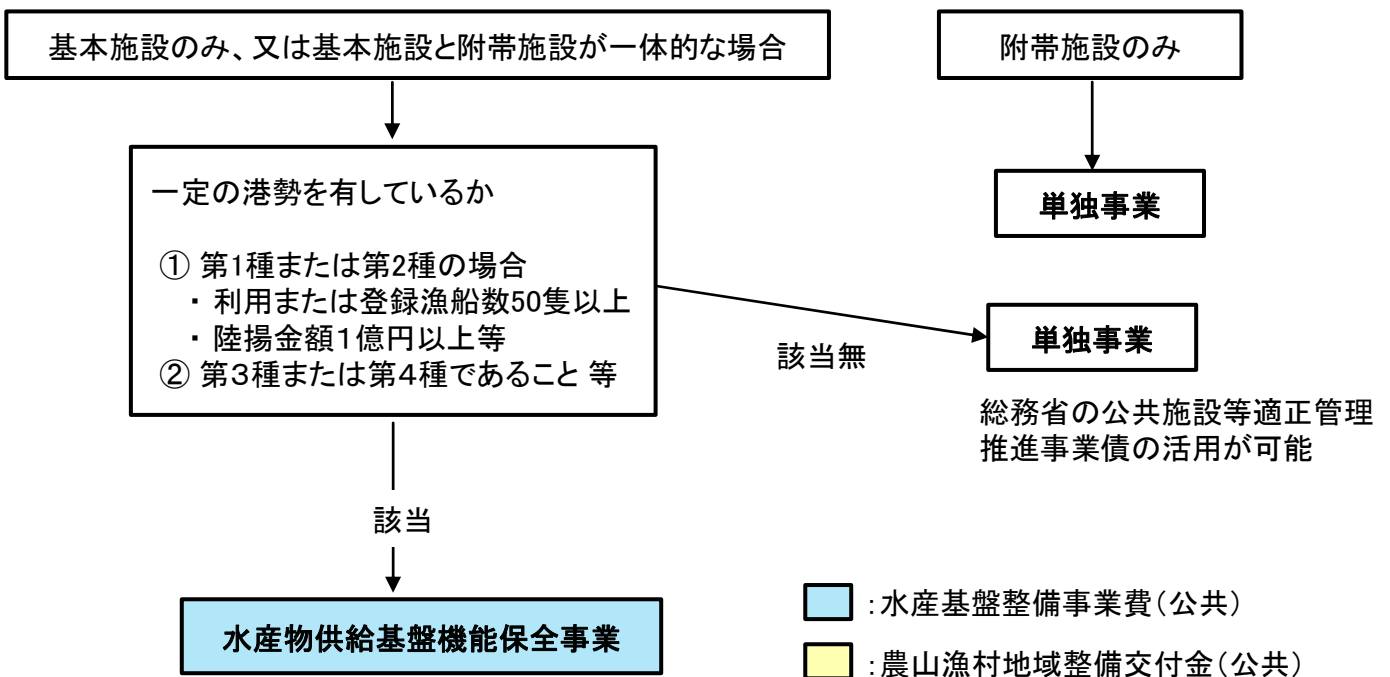
※2 特定計画とは、漁港漁場整備法施行規則第1条の2で定める「計画事業費が一事業につき20億円を超えるものであること。」等の要件を満たす計画である。当該計画に基づく事業は特定漁港漁場整備事業となり、漁港漁場整備法に基づいて実施される法律補助事業となる。

漁港関係事業メニュー早見表

【機能保全工事以外の場合】



【機能保全工事の場合】



[注]上記の事業の他、計画事業費3億円未満1千万円以上の漁港施設等の新築、増築、改築、補修又は除却は、漁港機能増進事業(非公共)により実施可能。また、地域再生計画に基づく第1種漁港又は第2種漁港の整備は、港整備推進交付金で実施可能。

事業基本計画の参考事例①(水産生産基盤整備事業)

水産生産基盤整備事業基本計画書

1 地区名

■=地区

2 位置図等

都道府県名	■県	所管名	本土	関係市町村名	■村
地域指定	過疎、辺地、振興山村、特定農山村、半島				
整備対象漁港名	■漁港	整備対象漁場名 (関係漁港名等)	—		
位置図					